兵庫県公報

令和元年6月24日 月曜日 号 外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

規 則

1

公布された法令のあらまし

●建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則(規則第4号)

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、特定行政庁に対して建築物の敷地、構造及び建築設備の状況に関する定期の報告を行うべき建築物について一定規模に満たない建築物がその対象から除外されること、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合等において当該壁面線を越えない建築物等で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率の制限を緩和することができることとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規則

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に 関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第4号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則及び建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部を改正する規則

(建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則の一部改正)

第1条 建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則(昭和37年兵庫県規則第92号)の一部を次のように 改正する。

第2条第1項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第7条第1項中「規模等に」を「規模等のいずれかに」に改め、同項の表を次のように改める。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものエ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10 月まで及び令和2年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで

観覧場 (屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10 月まで及び令和2年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの、政令第16条第1項の規定による国土交で規定でよる国土でで規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあっては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	令和2年7月から同年10 月まで及び令和2年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	令和3年7月から同年10 月まで及び令和3年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで
下宿又は共同住宅若し くは寄宿舎(高齢者、障 害者等の就寝の用に供 するものを除く。)	6階以上の階の床面積の合計が100平方メート ルを超えるもの	令和3年7月から同年10 月まで及び令和3年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで
共同住宅又は寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。)	ア 床面積の合計が200平方メートルを超える もので、その用途に避難階以外の階を供する もののうち、地階の床面積の合計が100平方メ ートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、その用途 に避難階以外の階を供するもののうち、地階 の床面積の合計が100平方メートルを超える もの	令和3年7月から同年10 月まで及び令和3年から 起算して3の倍数の年を 経過した年の7月から10 月まで

	ウ その用途に避難階以外の階を供するものの うち、3階以上の階の床面積の合計が100平方 メートルを超えるもの エ その用途に供する階が全て避難階であるも ののうち、6階以上の階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を 除く。)の床面積の合計が300平方メートル以 上のもの	
児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10 月まで及び令和2年から 起算して3の倍数の年を 経過した年の7月から10 月まで
学校	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和元年7月から同年10 月まで及び令和元年から 起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7 月から10月まで
体育館、博物館、美術館、 図書館、ボーリング場、 スキー場、スケート場、 水泳場又はスポーツの 練習場	ア 学校に附属しないもののうちその用途に供する階が全て避難階であるもの又は学校に附属するもので、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 学校に附属しないもののうち、その用途に避難階以外の階を供するもので、床面積の合計が2,000平方メートル以上のものウ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものオ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるものオ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和元年7月から同年10 月まで及び令和元年から 起算して3年又は3の信 数の年を経過した年の7 月から10月まで
百貨店、マーケット、展 示場、キャバレー、カフ ェー、ナイトクラブ、バ	ア 床面積の合計が500平方メートルを超える もの イ 床面積の合計が200平方メートルを超える	令和元年7月から同年1 月まで及び令和元年から 起算して3年又は3の保

ー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	もので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	数の年を経過した年の7 月から10月まで
事務所その他これに類 するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)	令和元年7月から同年10 月まで及び令和元年から 起算して3年又は3の倍 数の年を経過した年の7 月から10月まで

第8条第1項第1号中「規模等に」を「規模等のいずれかに」に、「第112条第15項」を「第112条第20項」に改め、同号の表を次のように改める。

用途	規模等
劇場、映画館又は演芸場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超える もの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるも ののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場	ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超える もの
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床 面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超える もの
ホテル又は旅館	ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの

博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床 面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超える もの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗	ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床 面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100 平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超える もの
事務所その他これに類するもの	地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)

第8条第1項第2号中「防火設備(」を「随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパー及び」に改め、同条第2項第1号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第9条及び第10条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

第12条第1項第8号中「若しくは第5項第3号」を「、第5項若しくは第6項第3号」に改める。

第22条各号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

(建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に関する規則の一部改正)

第2条 建築基準条例第27条の11の規定に基づく適用の除外に関する規則(平成11年兵庫県規則第13号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「第27条の11」を「第27条の12」に改める。

附則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。